



石 狩 市

No.51

2025 年 9 月 発行

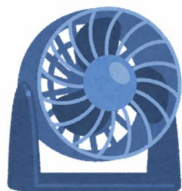
編集・発行

石狩市環境市民部 消費生活センター

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り



<消費者トラブル> サーキュレーター の 広告 に ご 用 心

■ インターネット で 「 1 秒 で 部 屋 の 温 度 を 下 げ る 」 「 室 温 が 20 度 ダウ ン 」 「 ○ ○ 大 学 と の 共 同 開 発 」 な ど と 謳 う 廣 告 を 見 た こ と は あ り ま せ ん か ?

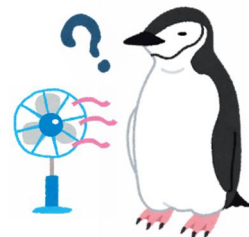
事例： SNS を 見 て い る と 「 1 秒 で 部 屋 の 温 度 を 下 げ る 」 「 室 温 が 20 度 ダウ ン 」 「 ○ ○ 大 学 と の 共 同 開 発 」 と い う 扇 風 機 型 サ ー キ ュ レ ー タ ー の 廣 告 が 流 れ た 。 代 金 は 数 千 円 で 、 2 台 購 入 す る と 1 台 当 た り の 価 格 が 安 く な る と の こ と で 、 代 引 で 2 台 購 入 し た 。 実 際 に 届 い た 商 品 は 、 明 ら か に 廣 告 で 見 た 物 と は 違 っ て い た 。 返 品 し て 全 額 返 金 し て も ら お う と 思 っ た が 、 な か な か 返 品 問 い 合 わ せ 先 へ の 連 絡 が つ か ず 、 数 カ 月 か か っ て よ う や く 全 額 返 金 さ れ 、 商 品 を 引 き 取 っ て も ら っ た 。

被害に遭わないためには

- ・ 一 般 的 な 商 品 と 比 較 し て 、 異 常 な 高 性 能 を 謳 っ て い る 廣 告 を 信 用 し な い
- ・ 「 2 台 買 え ば ○ 千 円 引 き 」 な ど 、 得 を し た と 思 わ せ る 言 葉 に 惑 わ さ れ な い
- ・ 「 メ ー カ ー の 正 規 品 」 と 称 し て い る の で あ れ ば 、 メ ー カ ー の 公 式 ホ ー ム ペ ー ジ で 商 品 内 容 を 確 認 す る

・ 注 文 す る 前 に 、 信 頼 で き る シ ョ ッ プ な の か 情 報 収 集 を !

① 商 品 説 明 に 矛 盾 は な い か 、 ② 解 約 ・ 返 品 の 規 定 は あ る か 、 ③ 「 特 定 商 取 引 法 に 基 づ く 表 記 」 の ペ ー ジ に そ れ ら が き ち ん と 明 記 さ れ て い る か 、 を 必 ず 確 認 し 、 明 記 さ れ て い な い 場 合 は そ の サ イ ト で は 買 わ な い



<相談件数>

4 月 29 件

5 月 26 件

6 月 30 件

7 月 27 件

計 112 件

令和 7 年度 石狩市消費生活センター

相談受付状況と傾向

今年度も前半4カ月間で100件を超える相談がありました。目新しい相談内容としては、公的な給付の紹介に対して情報料などの費用を請求するサービスに関するもの、住宅リフォームの訪問販売に関するもの、などがありました。いずれも代金の相場がわかりにくく、勧誘を受けた時点で契約したり、お金を支払うと、「必要がなかった」「高額だった」と後悔することになりかねません。その場で判断せず、迷ったときやしつこい勧誘で困ったときは、消費生活センターや警察に相談しましょう。

<特殊詐欺> SNS 型投資・ロマンス詐欺、二セ警察詐欺にご用心！

■ SNS で知り合った相手から、お金の話をされていませんか？

■ 警察官などをかたって、捜査名目で現金等をだまし取る特殊詐欺が多発！

北海道の SNS 型投資・ロマンス詐欺事件発生状況

2025 年年 7 月末の暫定値で、認知件数（被害届等の提出を受けたもの）が 87 件に上ります。

被害総額は、11 億 3 千 3 百 18 万 3 千 765 円です。

SNS でやりとりしている相手といい雰囲気になってきたところで実際に会う話が出てお金を要求されたり、あなたのためになるから、ともうかる投資の話を持ち掛けられたり…

会ったこともない相手からお金がらみの話が出たら、詐欺かもしれません。お金を払ってしまう前に身近な人や警察、消費生活センターに相談を！



二セ警察詐欺とは？

自宅固定電話や携帯電話あてに、警察官を名乗り「あなたの口座が犯罪に使われている。」

「あなたの携帯電話が不正に契約された」などと様々な理由をつけ、「口座内の現金を確認する」などと言って現金をだまし取ったり、振り込ませるものです。

・警察が SNS で連絡をすることはありません！

・警察が警察手帳や逮捕状の画像を送ることはありません！

・警察が電話や SNS でお金を要求することはありません！

・警察を名乗る者から電話や SNS でお金を要求されたときは、最寄りの警察又は #9110 に相談してください！

消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました！



7 月 29 日（火）、令和 7 年度石狩市消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました。

本ネットワークは市民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関および団体が連携して消費者被害を防止することを目的としています。

会議では、関係機関より、道内での特殊詐欺が増加傾向にあることや、高齢者が強引に勧誘されて数カ月・1 年先の新聞購読契約をさせられている例があること、強引な住宅リフォームの訪問販売がある、といった問題の報告がありました。

詐欺はお金を払ってしまうと被害回復が非常に困難なため、啓発による予防が大事であることや、新聞購読契約や訪問販売による契約は、取り消しできる場合もあるので早めに消費生活センターに相談してほしい、といったことが話し合われました。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所 1 階（平日 午前 10 時～午後 4 時）

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ➡



消費者ホットライン **188** いやや いやや
日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。